

元技術者として伝えたい原発の真実



原告 三上満寿男

1 自己紹介

私は、現在中津市三光の八面山の麓で、ブルーベリー栽培を中心に観光農園を行っている三上満寿男といます。

昭和 59 年に東海大学第二工学部機械工学科を卒業し、発電プラント建設を行っている東京動力建設株式会社に入社しました。主に三菱製加圧水型軽炉（通称 PWR）の原子炉、蒸気発生器、一次冷却水ポンプ、主冷却材管の一次冷却系統及び燃料設備等それらにまつわる補器類の新設に、約 10 年間従事しました。

原発建設ラッシュの中、待望の純国産第一号になる敦賀 2 号機をはじめ、所長として泊 1, 2 号機、大飯 3 号機を担当しました。

また、東電福島原発のタービン定期点検に、他作業員の線量調整のため応援をし、その他赤穂火力の復水器取替工事にも携わりました。

2 知ってしまった原発の技術

原子力発電所は当時の工業技術の中では、とても優れており最先端技術の塊だと観られていたし、当時私もそう思っていました。

新設される原子力発電所の原子炉に燃料が装填され、試運転までが私の任務です。

工事を数年経験していくと初期段階から携わる為、機器のあり得ない不具合や設計製作の間違い、建屋工事を行う建築 JV と機器の基礎関係などの取合い不整合という“粗”が目につくようになりました。

それらは、工事進行するにつれ、どこかの部分であやふやにされてしまい、傍目からは見えなくなっていました。

机の上で書かれた図面は、それは立派で素晴らしいものでした。でも現場とは整合が取れてなく、酷いときには、現状に合うようにこちらがハッチングし、それに合わせて改正版が出る、という事もしばしばありました。

私も、機械設計の事は少しは学んでいましたので、その点やりがいには有りましたが。

しかし半面、その部分については安全率などは考慮出来ませんが、実質的な安全余裕は、どうなのだろうか、本当に大丈夫なのだろうかと不安もありました。

3 劣悪な作業品質

わずか 1 年ほどの経験で次の任地の北海道電力泊原子力発電

所新設が所長としての赴任です。

私も浅い経験ですが、原発建設の人手不足はピークに達しており、作業不足は、直接技術力の低下に繋がり、発電所の作業品質は決して良いものではないことは、肌身に感じていました。

製造元の三菱神戸造船所からは技術指導員も来ますが、こちらも同じ状態だったのでしょうか。重要機器のため必ず指導員が付きますが、その指示がまさかの失敗を幾回か起こしました。

なかには、担当官庁の認可された部分を極秘に修正する、という有ってはならないことが数回行われたこともあります。

そして、それらの事を元請けなどに聞いてみると、忘れてくれ、それ以上追及は禁物だと、脅される始末でした。

そしてそれは、月日が経つと何も無かったように、揉み消され工事は進んでいきました。

4 原発から離れる決心

そんな有る時期、原発の運転寿命が 15 年から 30 年と伸びることとなり、今までの工事实績の実情を知っている私は、とても怖くなりました。

この先老朽化した原発が安全余裕を食いつぶして、尚且つ最初の設計寿命から 10 年以上も運転を続けるのは、無理だと直感的に感じました。

それでなくても、安全率なんて机の上での空論なんです。甘い条件を設定すればいくらかでも、安全率は稼げるのですから。

この時私は、大飯原発 3 号機が燃料装填され試運転に入り、4 号機新設の計画に入る時期でした。

「今この仕事から離れなければ、きっと後悔する。」

と、決心したのです。

地元に戻り、家業の果樹園を継ぎ自然の恩恵を受けながら暮らし始めました。

時々耳にする、原発関係の事故、不祥事はもともと有ったこと。ただそれが表に出たかどうかだけなので、そう驚くことではなかったのです。

5 「まさか」が現実

東日本大震災が起き、福島原発建屋が爆発し燃料がムルダウした時、私はきっとこれは原子炉の設計だけでなく、それに携わった全ての方々の技術力の結果が、現れたのではないかと、直感的に思いました。

老朽化した設備、図面通り出来ていない構造物。私にはそう思える節がある。

しかしそれらは、結果として悪いことばかりでなく奇跡も起こし、良い方向にも向かったことも事実です。

私はこれらのことから、「今の技術が進歩しても、人間がすることなので間違いも必ずある。」と言えらると思います。

6 伊方原発も同じ

- ①意図的に条件を甘くし表面上の安全性を確保してる。
- ②安全余裕を絶対的なものとして取り扱い、過負荷でも安心だと過信する。
- ③今まで危険とされていたものを、なにかの都合で基準を下げ押し付ける

①は、南海トラフ地震の危険性を無視し、基準地震動を低く見積もり、見掛け上の安全性を確保している

②は、Mox 燃料を、ウラン燃料を燃やす原子炉で使用することは、見掛け上の安全余裕を更に減少させる。

そしてこれは私の憶測ですが、効率の低い原発の運転効率を上げるため、超高圧、高温の運転を計画してるのではないか。もしそうであるならば、なおさら安全余裕はなくなる。

③は、内部被爆の基準を下げ、今までの 20 倍もの高い被爆量でも、ある程度は勘弁しろという福島原発事故の現実。

これは、伊方原発でもあてはまり、東電福島原子力発電所が死の灰を降らせたのは、半径 250 km 圏内が実績としてあり、大分市は 70 km の距離、中津市も 100 km の距離です。半径 250 km は、九州を 3 分の 2 ほど覆ってしまいます。

実際に事故が起き最悪の事態となれば、確実にあの福島原発事故の惨状を繰り返すのでしょうか。そして見掛け上の状況が収まったとしても、長い年月内部被爆の危険が伴うことは、必ずです。

その時、国は東電福島原発の実績と前例を、押し付けてくるのでしょうか。

7、結論

私はこのように、現実の状況を見ず、人間の意図的な解釈と辻褃合わせの言い逃れは、到底理解は出来ないのです。

そして原子力発電の本当の姿をこの目で見て聞いて、実際に触ってきたからこそ言えることは、見掛け上の安全性のみの原発だから、不用意に運転延長はしたらだめでしょう。自然界にないエネルギーを造り上げて無理やり使い、残渣を処理しきれないのなら、絶対に危険だからやめましょうよ、という事です。以上



勇気づけられた大阪地裁判決！

—大飯原発設置許可取り消し—

—早速に徳田弁護士が 12.17 第 17 回口頭弁論でその意義を指摘—

12月4日、嬉しい判決が飛び込んできました。大阪地裁は関西電力大飯原発3、4号機の設置許可取り消しの判断を下したのです。福井県など11府県の約130名の原告が7年半をかけて本裁判をたたかった成果です。何か裁判の“潮目が変わりつつ”ことを感じさせます。

徳田靖之弁護士は12月17日の意見陳述のなかで次のように指摘しました。

「(前段略) 今回の大阪地裁判決は新規制基準における『ばらつき条項』を厳格に解釈することの重要性を導き出し、原子力規制委員会の判断を違法として取り消しました。

この『ばらつき条項』の存在こそ、福島原発事故を踏まえ『不確実性』を前提にしたうえでの、原発事故を『万が一にも』起こさないための基準として定められたものであり、大阪地裁判決は、まさしく、最高裁判例の趣旨を厳格に適用したのものとして高く評価されるべきもの」

判決骨子

- 関西電力大飯原発3、4号機の設置許可を取り消す
- 原子力規制委員会の判断は地震規模の想定に必要な検討をせず、看過しがたい過誤、欠落がある
- 過去の地震規模の数値には平均値から外れた「ばらつき」もあるのに考慮されず、数値の上乗せもされなかった

私たちは12月17日、大分地裁で横断幕を使ってデモンストレーションを行いました。

